

旧優生保護法について

1948年に成立した旧優生保護法は、優生思想の下、「不良な子孫を出生することを防止するとともに、母性の生命健康を保護すること」を目的として、優生手術（不妊手術）や人工中絶等について規定しており1996年までに、約2万5千件の優生手術が実施されたと言われています。

2024年7月3日の最高裁判決において、旧優生保護法の優生手術に関する規定により優生手術を受けることを強制することは、憲法に違反するものであり、旧優生保護法の優生手術に関する国会議員の立法行為は、国家賠償法上違法であること等が示され、国の損害賠償責任が認められました。

これを受け、旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等を受けることを強いられて被害を受けた方々に対し補償金等を支給すること等を目的とする「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」が、2024年10月8日に議員立法により国会において全会一致で成立し、2025年1月17日に施行されました。

この法律では、その前文において、日本国憲法に違反する立法行為を行い及びこれを執行し、優生上の見地からの誤った目的に係る施策を推進してきたことについて、国会及び政府の責任を認めて深く謝罪しています。

あわせて、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けることを強いられて被害を受けた方々に対し、補償金の支給を行うこととしています。

旧優生保護法補償金等の支給について

○補償金の支給について

- ・対 象：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人及びその配偶者
〔死亡している場合はその遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、曾孫又は甥姪）〕
- ・支給額：本人1500万円 配偶者500万円 ※事実婚などを含む

○優生手術等一時金の支給について

- ・対 象：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人で生存している方
- ・支給額：320万円 ※補償金を受給した場合も支給する

○人工妊娠中絶一時金の支給について

- ・対 象：旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方
- ・支給額：200万円 ※優生手術等一時金を受給した場合には支給しない

請求期限は
2030年1月16日
まで

あいち人権推進プランへの追記について

旧優生保護法に基づき、憲法に違反する規定が長年にわたって執行され、誤った施策が推進されてきたことに鑑み、このような事態を二度と繰り返さないよう、各部局が連携して優生保護に係る人権問題に対する理解の促進に向けた啓発や教育などの諸施策を推進していくことを愛知県の人権施策に関する基本計画である「あいち人権推進プラン」に2025年9月に追記しました。

あいち人権推進プランの詳細については、下記Web ページをご覧ください。

あいち人権推進プランWebページ：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinken/jinkenactionplan.html>

■愛知県旧優生保護法補償金等受付・相談窓口

電 話：052-954-6009

F A X：052-954-7493

E-mail：kokoro@pref.aichi.lg.jp

受付時間：9:00～12:00 13:00～17:00

（月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。）

所在地：愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

保健医療局健康医療部医療課こころの健康推進室内

愛知県庁西庁舎1階



■あいち人権推進プランに関する問合せ先

担 当：県民文化局人権推進課

電 話：052-954-6167（ダイヤルイン）

E-mail：jinken@pref.aichi.lg.jp

